

雇用保険二事業助成金 平成23年度予算の整理表(案)

平成22年度雇用保険二事業助成金(16本)

各種給付金名	
①	雇用調整助成金
②	労働移動支援助成金
③	定年引上げ等奨励金
④	特定求職者雇用開発助成金
⑤	自立就業支援助成金
⑥	試行雇用奨励金
⑦	地域雇用開発助成金
8	通年雇用奨励金
⑨	育児・介護雇用安定等助成金
⑩	人材確保等支援助成金
⑪	短時間労働者均衡待遇推進等助成金
⑫	障害者雇用促進助成金
13	広域団体認定訓練助成金
⑭	キャリア形成促進助成金
15	職場適応訓練費
⑯	建設労働者緊急雇用確保助成金

平成23年度雇用保険二事業助成金(16本)

各種給付金名	
①	雇用調整助成金
②	労働移動支援助成金
③	定年引上げ等奨励金
④	特定求職者雇用開発助成金
⑤	自立就業支援助成金
⑥	試行雇用奨励金
⑦	地域雇用開発助成金
8	通年雇用奨励金
⑨	育児・介護雇用安定等助成金
⑩	人材確保等支援助成金
⑪	均衡待遇・正社員化推進奨励金
⑫	障害者雇用促進助成金
13	広域団体認定訓練助成金
⑭	キャリア形成促進助成金
15	職場適応訓練費
⑯	建設労働者緊急雇用確保助成金

要綱

第一・一

第一・二

第一・三

第一・四

第一・五

第一・十一

第一・六

第一・七、第三
((七)を除き均等
分科会で議論)

第一・八

第一・九、第四
(均等分科
会で議論)

第一・十

第一・十四
(能開分科
会で議論)

第一・十二

※ 番号に○がつけてある助成金が諮問事項

雇用調整助成金の見直し

平成22年度

(百万円)

助成金名	22'補正後予算額
雇用調整助成金	
雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金 (653,565)	725,741

(事業概要)
景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成。

平成23年度(予定)

(百万円)

助成金名	23'予定額
雇用調整助成金	
雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金	392,667

(見直し概要)
○対象被保険者に係る特例(被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者は雇用調整助成金等の休業等の助成対象とならない規定の一時撤廃)を廃止。【平成23年7月1日施行】

※()内は平成21年度決算額

労働移動支援助成金の見直し

平成22年度		(百万円)	平成23年度(予定)		(百万円)
助成金名		22'補正後予算額	助成金名		23'予定額
労働移動支援助成金			労働移動支援助成金		
求職活動等支援給付金	(280)	184	求職活動等支援給付金		438
(事業概要) 認定を受けた再就職援助計画又は提出した求職活動支援基本計画書に基づき、当該計画等の対象者に対し、求職活動等のための休暇を付与し、通常支払われる賃金の額以上の額を支払った事業主に対し助成金を支給			(見直し概要) ○大企業事業主に対する助成額を4,000円に引き下げ(中小企業事業主については変更なし)。		
【支給額】 求職活動等のための休暇を付与された対象者1人1日当たり7,000円(1人当たり30日分を限度。)					
再就職支援給付金	(534)	656	再就職支援給付金		354
(事業概要) 再就職援助計画等の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日の日の翌日から起算して2か月以内に再就職を実現した事業主に、当該委託に要する費用の1/3(1人当たり20万円を限度)(中小企業事業主は1/2(1人当たり30万円を限度))の額を支給。			(見直し概要) ○大企業事業主に対する助成措置を廃止。 ○中小企業事業主に対する上限額を1人当たり40万円に引き上げ。		

※()内は平成21年度決算額

定年引上げ等奨励金の見直し

平成22年度	(百万円)	平成23年度(予定)	(百万円)
助成金名	22'補正後予算額	助成金名	23'予定額
定年引上げ等奨励金		定年引上げ等奨励金	
中小企業定年引上げ等奨励金 (8,514)	5,127	中小企業定年引上げ等奨励金	9,976
(事業概要) 以下の措置を実施し、6か月以上運用を行っている中小企業事業主に対して奨励金を支給する。また、高年齢者の勤務時間の多様化に取り組む事業主に対しては支給額を上乗せする。 ・65歳以上への定年の引上げ ・希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入 ・定年の定めの廃止 ・65歳前に契約期間がきれない契約形態による希望者全員を対象とする継続雇用制度(65歳安定継続雇用制度)の導入		(見直し概要) 以下の措置を実施し、6か月以上運用を行っている中小企業事業主に対して奨励金を支給する。また、高年齢者の勤務時間の多様化に取り組む事業主に対しては支給額を上乗せする。 ・65歳以上への定年の引上げ ・希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入 ・定年の定めの廃止 ・希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度の導入	
(事業概要)		高年齢者職域拡大等助成金(新規)	1,175
高年齢者雇用モデル企業助成金 (338)	235	(事業概要) 希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入にあわせて、高年齢者の職域の拡大や雇用管理制度の構築に取り組む事業主を支援し、高年齢者の良質な職場を創出する。	
(事業概要) 希望者全員が65歳以上まで安心して働ける雇用制度(65歳以上定年又は65歳安定継続雇用制度)や70歳以上まで働ける仕組みを導入するための、新たな職域の開拓や待遇の体系の見直し、外部労働力の活用のいずれかのモデル的な取組を実施した事業主に対して助成する。		廃止 ※予定額は経過措置分のみ (見直し概要) 高年齢者職域拡大等助成金の創設に伴い、廃止。	171

※()内は平成21年度決算額

特定求職者雇用開発助成金の見直し

平成22年度		(百万円)
助成金名		22'補正後予算額
特定求職者雇用開発助成金		
緊急就職支援者雇用開発助成金 (3)	2,776	

(事業概要)
厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合や、雇用維持等地域の指定が行われた場合に、再就職援助計画等対象者(45歳以上60歳未満)を雇用保険の一般被保険者として雇い入れた事業主に対して助成。
【支給額】
・25万円(中小企業は45万円)
※ただし、短時間労働者については15万円(中小企業は30万円)

平成23年度(予定)		(百万円)
助成金名		23'予定額
特定求職者雇用開発助成金		
廃止	0	

(見直し概要)
○行政刷新会議の事業仕分けの評価結果(「見直しを行う。予算要求について、実績をベースに、真のニーズに対応したものに限定。」)を踏まえ、事業実績が低調である緊急就職支援者雇用開発助成金を廃止。

※()内は平成21年度決算額

自立就業支援助成金の見直し

平成22年度		(百万円)	平成23年度(予定)		(百万円)
助成金名		22'補正後予算額	助成金名		23'予定額
自立就業支援助成金			自立就業支援助成金		
高年齢者等共同就業機会創出助成金 (事業概要) 45歳以上の高年齢者等3人以上が、共同して新たに法人を設立し労働者を雇い入れ、継続的就業機会を自ら創出する場合に、事業開始に係る経費の一部を助成する。	(1,156)	574	廃止 ※予定額は経過措置分のみ (見直し概要) 高年齢者雇用確保措置の普及等により、多くの雇用者が65歳まで雇用される環境が整いつつある中にあって、中高年齢者の就業希望者のうち自営希望者の比率は低下傾向にあり、また実際に本助成金の事業実績が低調であるため、廃止。 ただし、平成23年6月末までに法人を設立した事業主は支給対象とする。	358	

※()内は平成21年度決算額

地域雇用開発助成金の見直し

平成22年度	(百万円)	平成23年度(予定)	(百万円)
助成金名	22補正後予算額	助成金名	23'予定額
地域雇用開発助成金		廃止 ※予定額は経過措置分のみ	34
地域求職者雇用奨励金(中核人材用)	11	(見直し概要) 廃止(予定額は経過措置分のみ) ・事業実績が低調であることや、総務省(「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」)から廃止を含めた事業のあり方を検討すること等の勧告を受けたため廃止する。	
(事業概要) 同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善を図るため、高度の技能等を活用し、新たな事業展開に資するものとして当該地域内に所在する事業所において中核人材労働者を受け入れ、これに伴う求職者の雇入れを行う事業主に対して一定額を支給する。 【助成額】 中核人材労働者1人当たり 100万円(中小企業事業主にあっては140万円)			
地域再生中小企業創業助成金	759	地域再生中小企業創業助成金	1,671
(事業概要) 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、特に改善の動きが弱い10道県等の雇用機会の創出を一層強化するため、当該地域における重点分野に該当する事業分野(地域再生分野)で創業し、労働者を雇入れる事業主に対し、創業経費及び労働者の雇入れについて支援を行う。 ※ 21道県のうち特に10道県(第1種)に重点において、地域再生事業を実施する事業主を手厚く助成 【助成額等】 ○ 第1種 ・ 創業支援金:対象経費の1/2 (雇入れ5人以上で上限1000万円、5人未満で600万円) ・ 雇入れ奨励金(対象労働者が1人以上):1人当たり60万円 ○ 第2種 ・ 創業支援金:対象経費の1/3 (雇入れ5人以上で上限500万円、5人未満で300万円) ※ UIターンによる創業の場合は10道県(第1種)における創業支援金と同じ額まで増額 ・ 雇入れ奨励金(対象労働者が1人以上):1人当たり30万円 等		(見直し概要) 【平成23年6月1日施行】 ○ 第1種及び第2種共通 ・ 雇入れ奨励金の支給に以下の要件を追加 ① 雇入れ対象労働者が2人以上であること。 ② 継続して雇用する労働者(雇入れ当初より、雇用保険の一般被保険者である者(トライアル雇用、雇用期間の定めのある労働者、外国人技能実習生等を除く。))として6か月以上雇用されている者であること。 ③ 雇入れ当初より、1週間の所定労働時間が30時間以上の者であること。 ○ 第1種創業支援金の見直し ・ 創業支援金:対象経費の1/2 (雇入れ5人以上で上限500万円、5人未満で300万円) ○ 第2種創業支援金の見直し ・ 創業支援金:対象経費の1/3 (雇入れ5人以上で上限250万円、5人未満で150万円) ・ UIターンによる創業を廃止 等	
雇用創造先導的創業等奨励金	80	廃止 ※予定額は経過措置分のみ	90
(事業概要) 地域雇用創造推進事業を実施する地域の市町村、経済団体等が設置した協議会の作成した事業計画に基づき、地域の経済及び産業の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に、事業を開始するために要した費用の一部を助成する。		(見直し概要) 廃止(予定額は経過措置分のみ) ・実績が平成20年度1件、平成21年度1件、平成22年度4件の合計6件と低調であること等を踏まえ、廃止する。	
地域貢献活動雇用拡大助成金	124	廃止 ※予定額は経過措置分のみ	84
(事業概要) 地域貢献活動支援事業を受託した中間支援組織(特定非営利活動法人等を支援する組織)による雇用管理を始めとする経営体制の整備に関する支援や、労働者の雇入れ・定着に関する支援を受けた法人等が、継続して雇用する労働者を雇入れた場合に、当該法人等に対して支給する。 【助成額】 雇用保険の一般被保険者1人あたり 60万円 (雇入れ後6月ごとに2回に分けて支給)		(見直し概要) 廃止(予定額は経過措置分のみ) ・地域貢献活動支援事業(21年度から2年間のモデル事業)で支援を受けた法人等に対する助成金であることから、当該事業が22年度をもって終了することに伴い廃止する。	

育児・介護雇用安定等助成金の見直し

~平成23年8月		(百万円)		平成23年度(平成23年9月~)(予定)		(百万円)	
助成金名		22'補正後予算額	23'予定額	助成金名		23'予定額	
育児・介護雇用安定等助成金				両立支援助成金			
両立支援レベルアップ助成金		1,502	572 (H23.4~8)	子育て期の短時間勤務支援助成金		505 (H23.9~H24.3)	
(事業概要) 労働者の仕事と家庭の両立を支援する事業主及び事業主団体に対し支給。 ○子育て期の短時間勤務支援コース 子育て期の短時間勤務制度の利用者が初めて出た事業主に対し助成。				(見直し概要)【平成23年9月1日施行】 両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の内容を引き継ぐ。 (※平成23年4月より、労働者100人以下の事業主の支給額を、短時間勤務者1人に70万円、2~5人目に50万円に変更)			
○代替要員確保コース 育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対し助成。				事業所内保育施設設置・運営等支援助成金		3406	
○休業中能力アップコース 育児休業・介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場復帰できるようなプログラムを実施した事業主に対し助成。				(見直し概要)【平成23年9月1日施行】 事業所内保育施設設置・運営等助成金の内容を引き継ぐ。			
○育児・介護費用等補助コース 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の補助を行った事業主に対し助成。				中小企業両立支援助成金			
○職場風土改革コース 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を計画的に行つた事業主に対し助成。		3,855		(見直し概要) ○代替要員確保コース ・支給対象事業主を労働者300人以下の事業主に変更。 ・全ての事業主につき、一般事業主行動計画の策定等を要件に追加。 ・支給額を、育児休業者1人あたり15万円に変更		230 (H23.9~H24.3)	
事業所内保育施設設置・運営等助成金				○休業中能力アップコース ・支給対象事業主を労働者300人以下の事業主に変更。 ・全ての事業主につき、一般事業主行動計画の策定等を要件に追加。			
(事業概要) 事業所内保育施設の設置、増築等及び運営を行う事業主及び事業主団体に対し助成。				○継続就業支援コース【新設】【平成23年9月1日施行】 ・平成23年10月1日以後に育児休業が終了した者が初めて出たなど一定の要件を満たした労働者数100人以下の中小企業事業主に支給。 ・支給額 育児休業者1人目40万円、2~5人目15万円			
中小企業子育て支援助成金		3,226		○中小企業子育て支援助成金		3604	
(事業概要) 育児休業取得者等が初めて出た中小企業事業主(労働者数100人以下)に対し助成。				(見直し概要) 【平成23年4月より】 ・支給額を、育児休業取得者1人目に70万円、2~5人目に50万円に変更。 ・平成23年9月30日までに育児休業を終了した者までを対象とする措置とし、以後は廃止。			
育児休業取得促進等助成金 (702)	702	616		廃止 ※予定額は経過措置分のみ		574	
(事業概要) 労働者が育児休業又は育児のための短時間勤務をする期間中に、事業主が独自に一定期間以上経済的支援を行つた場合に、その給付額の原則2分の1(中小企業事業主にあつては3分の2)を助成。 ※附則第17条の4により現在は原則3分の2(中小企業事業主にあつては4分の3)を助成。				(見直し概要) ○廃止、(予定額は経過措置分のみ) ○経過措置 平成23年3月31日までに雇用保険被保険者に係る育児休業又は短時間勤務について、本助成金の支給要件を満たす経済的支援を開始した事業主については、4月以後も従前のとおり本助成金を支給。			
※()内は平成21年度決算額				育児・介護雇用安定等助成金(経過措置)			
				廃止 ※予定額は経過措置分のみ		320 (H23.9~H24.3)	
				(見直し概要)【平成23年9月1日施行】 ○育児・介護費用等補助コース(経過措置) 廃止 但し、経過措置として、平成23年8月31日までに支給要件を満たした事業主については、平成23年度に限って支給			

人材確保等支援助成金の見直し

平成22年度		(百万円)	平成23年度(予定)		(百万円)
助成金名	22'補正後予算額		助成金名	23'予定額	
人材確保等支援助成金			人材確保等支援助成金		
中小企業基盤人材確保助成金	(3,904)	3,393	→中小企業基盤人材確保助成金	2,892	
(事業概要) 「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた中小企業者が、新分野進出等や生産性の向上に必要な人材を雇い入れた場合に助成金を支給。			(見直し概要) 【新分野進出等】 ○支給対象分野を、新成長戦略において重点強化の対象となっている健康・環境分野等に限定。 ○基盤人材確保実施計画を廃止。 ○基盤人材の雇入れ期間について、「基盤人材確保実施計画提出日翌日から、中小企業労働力確保法に基づく改善計画認定日翌日から起算して1年経過日まで」としていたところ、「中小企業労働力確保法に基づく改善計画認定申請日から、同日から起算して1年経過日まで」に改正。 【生産性向上】 ○廃止。 【経過措置】 平成23年3月31日までに中小企業労働力確保法に基づく改善計画認定申請を行った認定中小企業者については、4月以降も従前のとおりとする。		
介護基盤人材確保等助成金			→廃止 ※予定額は経過措置分のみ		
(事業概要) 新サービスの提供等に伴い、雇用管理改善に関連する人材(短時間労働者を除く)を雇い入れた場合に、1人当たり6ヶ月で70万円助成(上限3人)。	1,564		(見直し概要) 事業実績が低調であるため、廃止。 (本助成金支給の前提となる助成金申請計画の受理は平成23年3月31日まで。ただし、同計画に基づく支給申請は平成23年度においても受理する。)	400	
介護雇用管理制度等導入奨励金			→廃止		
(事業概要) 介護関係事業主が、キャリアアップ、待遇改善のための各種人事管理制度の導入又は見直しを行い、かつ、採用・募集、健康管理等の雇用管理改善事業を実施した場合に、その費用の一部を助成(上限額100万円)	200		(見直し概要) 省内事業仕分けの指摘事項(「奨励金は国直轄にすべき」)を踏まえ、廃止。 (本奨励金支給の前提となる助成金申請計画の受理は平成23年3月31日まで。ただし、同計画に基づく支給申請は平成23年度においても受理する。)	0	
介護未経験者確保等助成金			→廃止 ※予定額は経過措置分のみ		
(事業概要) 介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れ、6ヶ月定着した場合に未経験者1人当たり25万円、さらに6ヶ月以上定着した場合に25万円、合わせて50万円助成。	9,222		(見直し概要) 行政刷新会議の事業仕分けの評価結果(「予算の縮減を行った上で、見直しを行う」)を踏まえ、廃止。 (最初の対象労働者の雇い入れ日が平成23年3月31日まである支給申請については、平成23年度においても受理する。)	6,103	
介護労働者設備等整備モデル奨励金			→介護労働者設備等導入奨励金		
(事業概要) 介護労働者の労働環境を整備するための介護福祉機器(移動用リフト等)を導入し、雇用管理の改善を図った事業主に対して、導入費用の一部を助成。	1,875		(見直し概要) 名称を「介護労働者設備等導入奨励金」に変更	1,887	

中小企業人材確保推進事業助成金 〔事業概要〕 「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた中小企業の団体が、構成中小企業者の人材確保や職場定着を支援するための事業を行った場合に、当該事業に要した費用の一部を助成。 〔助成額〕 実施した事業に要した費用の3分の2の額を3年間支給(上限あり)	(837) 801	→ 中小企業人材確保推進事業助成金 〔見直し概要〕 ○支給対象分野を、新成長戦略において重点強化の対象となっている健康・環境分野等に限定。 ○経過措置 平成23年3月31日までに中小企業労働力確保法に基づく改善計画認定申請を行った認定組合等については、4月以降も従前のとおりとする。	396
中小企業雇用安定化奨励金 〔事業概要〕 中小企業事業主が、その雇用する有期契約労働者に対し正社員転換制度を導入し、又はフルタイム有期契約労働者に対し正社員と共に待遇制度若しくは教育訓練制度を導入し、実際に当該制度を適用した場合に奨励金を支給。 〔助成内容〕 ・正社員転換制度を導入・適用: 1事業主につき40万円 (さらに、2人以上転換した場合、1人につき20万円(母子家庭の母等は30万円)を10人まで支給) ・共通の待遇制度を導入・適用: 1事業主につき60万円 ・共通の教育訓練制度を導入・適用: 1事業主につき40万円	(577) 1,012	→ 廃止 ※予定額は経過措置分のみ 〔見直し概要〕 ○廃止。(予定額は経過措置分のみ) ○短時間労働者均衡待遇推進等助成金と整理・統合し、均衡待遇・正社員化推進奨励金を創設 ○経過措置 以下の要件を満たした事業主は4月以降も従前のとおり本奨励金を支給。 ①正社員転換制度奨励金 平成23年3月31日までに正社員転換制度を導入し、正社員に転換した場合。 (例)1人目の転換が平成23年3月31日…本奨励金を支給 2人目の転換が平成23年4月 1日…新奨励金を支給 ②共通待遇制度奨励金 平成23年3月31日までに正社員と共に待遇制度を導入し、フルタイム有期契約労働者1人以上に適用した場合。 ③共通教育訓練制度奨励金 平成23年3月31日までに正社員と共に教育訓練制度を導入し、フルタイム有期契約労働者の3割以上が当該教育訓練を修了した場合。	581
派遣労働者雇用安定化特別奨励金 〔事業概要〕 派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れた派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合50万円)(大企業は半額))することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。	10,393	→ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金 〔見直し概要〕 現行、平成23年度末(平成24年3月31日)までとなっている期限を、平成27年度末(平成28年3月31日)まで、4年間延長。(本奨励金は時限措置)	10,625

※()内は平成21年度決算額

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の見直し

平成22年度		平成23年度(予定)	
助成金名	(百万円)	助成金名	(百万円)
中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金 (事業概要) 【中小企業雇用安定化奨励金】 有期契約労働者について、正社員転換制度を導入し、又はフルタイム有期契約労働者に対し正社員と共に処遇制度若しくは教育訓練制度を導入し、実際に当該制度を一定数以上の労働者に適用した中小企業事業主に対し、奨励金を支給 【短時間労働者均衡待遇推進等助成金】 短時間労働者について、正社員と共に資格・評価制度や正社員への転換制度等を導入し、実際に対象者が生じた事業主に対して助成金を支給	1,634	均衡待遇・正社員化推進奨励金 (見直し概要) 中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合し、新たに「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、有期契約労働者及び短時間労働者について、正社員と共に処遇制度や正社員転換制度を導入した事業主に対して、奨励金を支給	780

障害者雇用促進助成金の見直し

平成22年度		(百万円)	平成23年度(予定)		(百万円)
助成金名	22'補正後予算額		助成金名	23'予定額	
障害者雇用促進助成金			障害者雇用促進助成金		
精神障害者雇用安定奨励金	176		精神障害者雇用安定奨励金	321	
(事業概要) 精神障害者をハローワークの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、又は休職者を職場復帰させるとともに、精神保健福祉士等の精神障害者の支援に係る専門家を雇い入れ、又は委嘱し、精神障害者の雇用管理に関する業務を行わせる等、精神障害者が働きやすい職場づくりのために職場環境の整備を行う事業所に対して、当該費用の一部等を助成。			(見直し概要) 精神障害者をハローワークの紹介により雇い入れたこととしている現行の支給要件を緩和し、職業紹介事業者(精神障害者雇用安定奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意している者に限る。)の紹介により雇い入れた場合も支給対象として認めることとする。		
			職場支援従事者配置助成金(新規)	241	
			(事業概要) 重度知的障害者又は精神障害者を雇い入れるとともに、対象障害者を雇い入れた日から3か月以内に、職場支援従事者の配置を行う事業主に対して、対象障害者1人当たり月3万円(中小企業は月4万円)を支給する。		
			重度障害者等多数雇用施設設置等助成金(新規)	600	
			(事業概要) 重度障害者を10人以上雇い入れるとともに、雇い入れた重度障害者の数と既に雇用している重度障害者の数との合計数が15人以上であり、かつ、事業所の全労働者に占める重度障害者の割合が20%以上である事業所を有し、地域における障害者雇用の促進に特に資すると認められる取組等を行う事業主に対して、事業所の施設・設備等の設置・整備に要する費用の一部を助成する。		
事業協同組合等雇用促進事業助成金 (0)	15		廃止 ※予定額は経過措置分のみ	-	
(事業概要) 事業協同組合等であって、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇い入れて新たに雇用促進事業を実施する場合に、50万円を支給する。			(見直し概要) 厚生労働省内における行政事業レビューにおいて、助成金が創設された平成21年度以降の実績がなく、「廃止 執行実態から事業目的が十分に達成されているとは言い難く、廃止にむけて検討すべき」とされたことを踏まえ、廃止。		

※()内は平成21年度決算額

試行雇用奨励金の見直し

平成22年度		(百万円)	平成23年度(予定)		(百万円)
助成金名	22'補正後予算額		助成金名	23'予定額	
試行雇用奨励金			試行雇用奨励金		
実習型試行雇用奨励金	2,880		→ 実習型試行雇用奨励金	5,076	
(事業概要) 十分な技能及び経験を有しない求職者について、これらの者を一定期間実習型雇用として受け入れ、実習等により企業の人材ニーズに合った人材育成を図ること等を通じて、これらの方の常用労働者としての早期再就職の実現を図るとともに、事業主の入材確保を促進する事業。 ○ 助成額 ・ 実習型試行雇用奨励金:対象者1人につき雇い入れた日から1か月単位で月額10万円を最長6か月支給			(見直し概要) 以下のとおり助成額を見直す。 ○ 助成額 ・ 実習型試行雇用奨励金:対象者1人につき雇い入れた日から1か月単位で月額10万円を最長6か月支給		
			→ 正規雇用奨励金(新規)	6,498	
			(事業概要) 実習型雇用を終了した者を引き続き常用雇用した事業主に奨励金を支給することにより、実習型雇用終了者が安定した職業に就くことを促進する。 ○ 助成額 ・ 正規雇用奨励金:実習型試行雇用奨励金を受給した事業主が、実習型雇用終了後に対象者を常用雇用として雇い入れ、一定期間職場定着した場合、1人当たり最大100万円支給		

建設労働者緊急雇用確保助成金の見直し

平成22年度		(百万円)	平成23年度(予定)		(百万円)
助成金名	22'補正後予算額		助成金名	23'予定額	
建設労働者緊急雇用確保助成金			建設労働者緊急雇用確保助成金		
建設業新分野教育訓練助成金 (事業概要) 建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した中小建設事業主に対し助成。	131		建設業新分野教育訓練助成金 (見直し概要) 平成23年3月31日までの時限措置を平成24年3月31日まで延長。	178	
建設業離職者雇用開発助成金 (事業概要) 中高年建設業離職者を、ハローワーク等の紹介により、雇い入れた建設業以外の事業主に対し助成。	6052		建設業離職者雇用開発助成金 (見直し概要) 平成23年3月31日までの時限措置を平成24年3月31日まで延長。	616	

キャリア形成促進助成金の見直し

平成22年度		平成23年度(予定)	
助成金名	(百万円)	助成金名	(百万円)
キャリア形成促進助成金		キャリア形成促進助成金	
訓練等支援給付金	4,612	訓練等支援給付金	8372
(事業概要) 事業主が、年間職業能力開発計画等に基づき、その従業員に職業訓練等を受けさせた場合、又は、その従業員の自発的な能力開発について支援する制度を導入し、その従業員が行った能力開発について支援を行った場合、要した費用等の一部を助成。 そのうち、(※カッコ内は大企業の助成率・額) ○ジョブ・カード制度関係助成 ・OFF-JT実施助成 800(ー)円/時間、賃金・経費助成 4/5(2/3) ・OJT実施助成 800(600)円/時間、賃金・経費助成 4/5(2/3) ・その他 能力評価シート助成 4,880(4,880)円、制度導入奨励金20万(ー)円、キャリア・コンサルティング助成 外部委託経費の1/2(/2)等 ○自発的職業能力開発への助成 ・経費負担制度、休暇制度を設ける場合 経費・賃金助成 1/2(1/3)、制度導入奨励金、利用奨励金 ・時間確保制度、長期休暇制度を設ける場合 経費・賃金助成 1/2(1/3)、制度導入奨励金、利用者奨励金		(見直し概要) 事業仕分け等を踏まえ、以下の見直しを実施。 ○ジョブ・カード制度関係助成 ・OFF-JT助成、OJT助成 一般メニューへ整理統合 ・能力評価シート助成、制度導入奨励金、キャリア・コンサルティングへの助成は廃止。 ○自発的職業能力開発への助成 ・経費負担制度、休暇制度を設ける場合の助成を中小企業に対するものとする。 ・時間確保制度、長期休暇制度を設ける場合の助成を廃止。	
職業能力評価給付金	120	廃止 ※予定額は経過措置分のみ	77
(事業概要) 事業主が、従業員に厚生労働大臣の定める職業能力検定を受けさせる場合、受検費用及び受検期間中の賃金の3/4を助成。		(見直し概要) 廃止。	
地域雇用開発能力開発助成金	4	廃止 ※予定額は経過措置分のみ	5
(事業概要) 地域雇用開発促進法の「同意雇用開発促進地域」内に事業所がある事業主が、同地域内又は隣接する地域内の求職者を雇い入れて訓練を受けさせる場合、要した経費及び賃金の2/3(1/2)を助成。		(見直し概要) 廃止。	

建設雇用改善推進助成金の見直し

平成22年度		(百万円)	平成23年度(予定)		(百万円)
助成金名		22'補正後予算額	助成金名		23'予定額
建設雇用改善助成金			建設雇用改善助成金		
建設教育訓練助成金	2,588		建設教育訓練助成金	3,297	
(事業概要) 中小建設事業主等が、建設労働者の技能の向上のために教育訓練を行った場合の経費及び賃金の一部を助成。			(見直し概要) 建設教育訓練助成金と建設業人材育成支援助成金を統合し、建設教育訓練助成金とする。		
建設業人材育成支援助成金	148				
(事業概要) 中小建設事業主団体又はその連合団体が、小学校、中学校、高校等におけるキャリア教育への支援を行った場合、経費の一部を助成。					
建設事業主雇用改善推進助成金	192		建設雇用改善推進助成金	744	
(事業概要) 中小建設事業主が、建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、当該計画に従って、雇用改善の取組を行った場合の経費及び賃金の一部を助成。			(見直し概要) 建設事業主雇用改善推進助成金と建設事業主団体雇用改善推進助成金を統合し、建設雇用改善推進助成金とする。		
建設事業主団体雇用改善推進助成金	578				
(事業概要) 建設業の事業主団体が、団体の構成員である建設事業主に雇用される建設労働者の雇用改善を図るための事業を行った場合、経費の一部を助成。					